

平成 27 年 12 月 10 日
こども青少年・教育委員会資料
こども青少年局

横浜こども科学館のネーミングライツについて

横浜こども科学館（愛称：はまぎん こども宇宙科学館）のネーミングライツ（施設命名権）契約について、横浜市ネーミングライツ導入に関するガイドライン及び契約書に基づき、現在の契約者である株式会社横浜銀行に優先交渉権があるため、本市より契約更新に関する照会をしておりましたが、以下の内容で回答をいただきました。

今後、契約更新のための手続きを進めてまいります。

1 現在の契約内容

- (1) 契約者 株式会社 横浜銀行（所在地：横浜市西区みなとみらい3-1-1）
- (2) 施設名称 はまぎん こども宇宙科学館
- (3) 契約期間 平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで（3年間）
- (4) 命名権料 年額 1 千 5 百万円

2 照会に関する回答（ネーミングライツ契約の更新）

- (1) 施設名称 はまぎん こども宇宙科学館
- (2) 契約期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで（3年間）
- (3) 命名権料 年額 1 千 7 百万円（2 百万円の増）

3 契約更新について

本日の常任委員会への報告後、株式会社横浜銀行からの回答内容で、契約更新の手続きを進めます。

4 今後のスケジュール

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 平成 27 年 12 月 | 記者発表（※本委員会と同内容） |
| 平成 28 年 2 月 | 契約締結 |
| 平成 28 年 4 月 1 日 | ネーミングライツ契約の更新 |